

第1 交通安全施設の整備

1 交通安全施設の整備の重点

交通安全施設の整備については、社会資本整備重点計画法の趣旨に則り、アウトカム（成果）目標に比重を置いた計画を推進しているが、特にあんしん歩行エリア対策、ルート対策、ポイント対策及び交通死亡事故発生現場対策等の交通危険箇所対策を中心に総合的、かつ効果的に整備を実施した。

（1）信号機の設置

交通事故多発等の危険交差点を重点に信号機を設置するとともに、あんしん歩行エリアや交通死亡事故発生現場等に設置した。

（2）信号機の高度化改良

交通の安全と円滑を図るために守谷地区の信号機の地域制御化を図るとともに、幹線道路に設置された信号機の感応化及び多現示化等の高度化改良を実施した。

あんしん歩行エリア対策で信号機の歩車分離化等10基を重点的に整備したほか、信号灯器196灯をLED化し、視認性の向上を図った。

ルート対策では信号機の高度化改良10基、信号灯器のLED化44灯を整備した。

交通死亡事故発生現場対策では高度化改良4基、信号灯器のLED化93灯を実施した。

（3）道路標識標示の整備

見やすく分かりやすい道路標識にするため、自発光式標識の整備や大型化を図るなど、視認性の向上を図った。

道路標識の合理化、簡素化を実施し、併せて老朽化した標識の計画的更新、破損した標識の早期補修等の整備を推進した。

道路標示については摩耗消滅している箇所の塗り替えを実施して、視認性の向上を図った。

あんしん歩行エリア対策等の交通危険箇所対策では、主に照明付横断歩道標識や高輝度路側標識など136本を整備したほか、視線誘導標示（ドットマーク）計60.4km等を整備した。

（4）光ビーコンの整備

カーナビ等による一般ドライバーへのリアルタイムな交通情報提供の充実を図るため、光ビーコン50基の整備を推進した。

2 交通安全施設等整備状況

			平成16年中 整備数	平成16年12月末 現在数
信号機	新設	全感応式		36基
		半感応式	53基	2,367基
		定周期式	33基	1,883基
		押ボタン式	32基	990基
		その他	1基	123基
		計	119基	5,399基
	改良	全感応化	2基	
		半感応化	30基	
		速度感応化		
		プログラム多段化	20基	
		押しボタン化	20基	
		閑散時半感応化	3基	
		多現示化	11基	
		弱者対策用信号機	42基	
		歩行者用灯器増灯	506灯	
車両用灯器増灯		257灯		
系統化	地域制御	41基	1,183基	
	路線自動		54基	
	多段系統	15基	485基	
高速走行抑止システム				5基
交通監視用テレビ			2台	33台
光ピコ			38基	618基
交情報	通板	フリーパターン式	1基	21基
		セミフリーパターン式		15基
		小型文字他	1基	27基
道路標識	可変式	集中制御		28本
		単独灯火式	5本	66本
		単独反射式	4本	96本
		路側式	10本	318本
	固定式	大型灯火式	30本	971本
		大型反射式	215本	5,578本
		路側式	3,535本	231,232本
道路標示	横断歩道	6,000本	31,168本	
	実線標示	270km	3,488km	
	図示標示	8,000箇	183,237箇	

第2 交通規制

1 交通規制の重点

平成16年中は、次のことを重点に交通規制を実施した。

(1) 交通事故防止のための交通規制

あんしん歩行エリア、ルート、ポイント及び交通死亡事故発生現場対策を中心に、交差点での歩行者・自転車等の交通の安全の確保、交通事故の実態に合わせた交通規制の新設及び見直しを実施した。

(2) 総合的な交通規制の推進

道路の新設・改良、交通流・量及び交通安全施設の整備状況等、交通環境の変化を踏まえた交通規制の点検見直しなど、総合的な交通規制の推進を図った。

交通規制の実施状況は、次表のとおりである。

2 交通規制実施状況

規制種別		交通規制実施状況					
		平成16年12月末		平成15年12月末		増減	
		区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	距離 (km)
横断歩道		31,168		30,783		+385	
自転車横断帯		6,468		6,223		+245	
通行禁止	大型車	768	737.7	770	741.0	-2	-3.3
	二輪車	11	30.6	11	30.6		
	その他	124	150.0	122	149.9	+2	+0.1
歩行者用道路		434	149.2	435	149.3	-1	-0.1
一方通行		1,063	265.8	1,053	264.6	+10	+1.2
車両進入禁止		104		102		+2	
指定方向外進行禁止		4,388		4,370		+18	
斜め横断可		6		5		+1	
歩行者の横断禁止		7	8.1	7	8.1		
追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止		1,006	2994.1	1,007	3009.7	-1	-15.6
追越し禁止場所		28	43.8	28	43.8		
普通自転車の歩道通行可	片側	229	402.7	220	380.5	+9	+22.2
	両側	1,167	1669.8	1,158	1646.5	+9	+23.3
普通自転車の歩道通行部分		6	16.3	4	15.9	+2	+0.4
普通自転車の交差点進入禁止		49		49			
最高速度	100キロ	2	18.8	2	18.8		
	80キロ	19	92.2	18	91.7	+1	+0.5
	70キロ						
	60キロ	6	2.4	5	1.9	+1	+0.5
	50キロ	677	1886.4	677	1877.8		+8.6
	40キロ	1,889	3018.6	1,881	3014.5	+8	+4.1
	30キロ	1,109	877.2	1,109	880.1		-2.9
	20キロ	1	0.1	1	0.1		

規 制 種 別		交 通 規 制 実 施 状 況					
		平成 16 年 12 月 末		平成 15 年 12 月 末		増 減	
		区 間	延 長	区 間	延 長	区 間	距 離
		(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)
踏 切 道 の 止 通 行 禁 止	大 型 車	166		166			
	二輪の自動車 以外の自動車	113		113			
	車 両	22		22			
	そ の 他	1		1			
車 両 の 横 断 禁 止		7	6.0	7	6.0		
転 回 の 禁 止		25	52.2	25	52.2		
右 左 折 の 方 法		370		370			
原付車の右折方法(二段階)		120		120			
原付車の右折方法(小回り)		224		224			
優 先 道 路		6	0.6	6	0.6		
徐 行		33	6.5	38	7.0	-5	-0.5
一 時 停 止		54,515		54,407		+108	
駐 停 車 禁 止	片 側	14	6.6	14	6.6		
	両 側	146	200.9	149	210.0	-3	-9.1
駐 車 禁 止	片 側	46	10.7	42	9.0	+4	+1.7
	両 側	3,928	5550.3	3,914	5580.8	+14	-30.5
停 車 の 方 法				2	0.1	-2	-0.1
警 笛 鳴 ら せ				1	11.0	-1	-11.0
駐 停 車 禁 止 帯 路 側 帯	片 側	93	30.8	92	31.3	+1	-0.5
	両 側	24	15.2	24	15.2		
歩 行 者 用 帯 路 側 帯	片 側	33	8.0	33	8.0		
	両 側	4	0.6	4	0.6		
停 止 禁 止 部 分		112		105		+7	
進 路 変 更 禁 止 等		4,907	163.3	4,798	159.7	+109	+3.6
車 両 通 行 帯		628	417.1	628	417.1		
専 用 通 行 帯		9	17.7	9	17.7		
立 入 禁 止 部 分		32	8.9	32	8.9		
最 低 速 度		2	19.3	2	19.3		
特定の種類の車両の通行区分		2	132.3	2	132.3		

第3 交通安全施設等整備事業費の推移

交通安全施設等整備事業の事業費については、昨今の厳しい財政事情を考慮し、限られた予算でいかに効果的な事業を推進するかが課題となっている。

(単位：千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
信号機関係	1,186,871	1,005,603	1,093,905	1,153,592	1,001,072	718,407	889,058	738,056	830,718	915,600
交通管制関係	523,090	536,529	727,055	1,455,091	1,558,769	905,770	280,202	266,926	273,652	265,546
標識標示関係	1,830,461	1,673,306	1,947,487	1,940,005	1,573,659	1,289,590	1,216,876	1,032,027	818,218	682,016
計	3,540,422	3,215,438	3,768,447	4,548,688	4,133,500	2,913,767	2,386,136	2,037,009	1,922,588	1,863,162
指数	100	91	106	128	117	82	67	58	54	53

指数は平成7年を100とした。

第4 総合的な駐車対策の推進

1 駐車対策の重点

平成16年中は、次のことを重点に駐車対策を推進した。

(1) 駐車マナーアップ対策の推進

関係機関・団体等と連携し、街頭キャンペーン、各種広報媒体を活用した広報・啓発活動、合同パトロールの実施等を推進した。

(2) 違法駐車防止条例制定の推進

都市部等における違法駐車を防止するため、関係機関・団体等が連携して推進する「違法駐車防止条例」の早期制定を各自治体に働きかけた。現在まで3市5町が制定されている。